

住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県条例第41号

住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例
住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務） 第 4 条 略 別表第 2（第 4 条関係） （1）～（3） 略 <u>（4）～（8） 略</u> <u>（9） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第16条の認可に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（10）～（14） 略</u>	（都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務） 第 4 条 法第30条の15第 1 項第 2 号及び第30条の44の 6 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。）別表第 1 の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第 2 のとおりとする。 別表第 2（第 4 条関係） （1）～（3） 略 <u>（4） 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の 7 第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（5）～（9） 略</u> <u>（10） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第 3 条の登録、同法第 9 条第 1 項の届出又は同法第16条の認可に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（11） 介護保険法（平成 9 年法律第123号）による同法第69条の 2 第 1 項の登録又は同法第69条の 4 の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（12）～（16） 略</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。